

# 令和6年度常温アスファルト合材購入仕様書

## 第1条 目的

本仕様書は、福島県が使用する常温アスファルト合材の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

## 第2条 納入物品及び予定数量

### 1 物品名・予定数量

全天候型常温合材 (15kg/袋) 4,500袋

(県南建設事務所 3,200袋 棚倉土木事務所 1,300袋)

## 第3条 仕様

物品名	全天候型常温合材
仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・粒度 5mm 以下</li><li>・15kg 袋詰であること。</li><li>・植物系溶剤 100%使用した環境対策品であること。</li><li>・開封物をライトバンで運搬することが多々あることから、臭気が人体に優しい製品であること。</li><li>・VOC (揮発性有害物質) を含まない、環境に配慮した製品であること。</li><li>・空袋及び使用期限の切れた製品について、無償回収出来ること。</li></ul>
備考	※主に道路パトロールによる使用を想定 (ライトバンによる運搬)

## 第4条 納入計画書

常温アスファルト合材納入者は (以下「納入者」という。) 運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を、契約後速やかに担当監督員 (以下「監督員」という。) に提出するものとする。

## 第5条 納入期限

納入者は、監督員の納入指示の日から3日以内に納入しなければならない。

なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

#### 第6条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。  
検収において、不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換しなければならない。

#### 第7条 納入場所

- 1 納入場所については、福島県県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所の管内とする。
- 2 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

#### 第8条 疑義

常温アスファルト合材納入にあたり、本仕様書に明示がない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。